

別記3

広島大学業務請負契約基準

この基準は、国立大学法人広島大学の業務に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び請負者は、契約書及びこの契約基準に定めるもののほか、仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)に従い、日本の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする業務の請負をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 請負者は、契約書記載の業務を契約書記載の請負期間内に完了し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 この契約に関し、仕様書等に定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段については、請負者がその責任において定めるものとする。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者請負者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 請負者は、業務に関する法令を遵守するとともに、業務に従事する従業員(以下「従業員」という。)を直接指揮監督し、事業主として関係する法令に規定されたすべての義務を負うものとする。
- 13 請負者は、従業員の風紀、衛生及び規律の維持に関してすべての責任を負うものとする。

(業務の施行に必要な施設等)

- 第2 発注者は、業務の施行に関連し必要な施設がある場合は、仕様書等に定め、請負者に提供するものとする。この場合においては、その使用について、広島大学の定めを遵守するものとする。
- 2 請負者の、業務の施行に直接必要な光熱水料の負担については、仕様書等に定めるところによる。

(業務施行上の調整)

- 第3 発注者は、請負者の施行する業務が発注者の発注に係る第三者の施行する業務(第三者の施行する工事を含む。以下同じ。)と施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき工程等の調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の施行する業務の円滑な施行に協力しなければならない。

(請負費内訳書及び工程表)

- 第4 請負者は、この契約締結後速やかに請負費内訳書及び工程表を仕様書等に基づいて作成し、第9に規定する監督職員(以下「監督職員」という。)に提出しなければならない。ただし、発注者が、請負者に当該内訳書又は工程表の提出を必要としない旨仕様書等に定めた場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6 請負者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第7 発注者は、請負者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

- 第8 請負者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている業務施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務施行方法を仕様書等に定めた場合において、特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9 発注者は、書面により監督職員の職名及び氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。ただし、仕様書等に定めた場合は、この限りでない。
- 2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書等に基づく工程の管理、立会、業務の施行の状況の検査又は業務材料の試験若しくは検査
- (3) 請負費内訳書の調査及び業務の施行に適合させるための内容調整
- (4) 関連する他の業務との工程等の調整

- 3 前項に定める権限は、請負者又は第 10 に規定する現場代理人に対してのみ行使できるものとする。
- 4 発注者は、監督職員にこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により請負者に通知しなければならない。ただし、仕様書等に定めた場合は、この限りでない。

(現場代理人)

第 10 請負者は、業務の施行に当たり、請負者自ら業務を行う場合を除き、従業員の中から現場代理人を定め、書面によりその氏名を監督職員に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務施行場所に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約基準に基づく請負者の権限(請負代金額の変更、完了期限又は請負期間(以下「完了期限」という。))の変更、請負代金の請求及び受領、第 11 に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3 請負者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により監督職員に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第 11 監督職員は、請負者、従業員等で業務の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを求めることができる。

- 2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について速やかに決定し、その結果を書面により監督職員に通知しなければならない。
- 3 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について速やかに決定し、その結果を書面により請負者に通知しなければならない。

(業務施行上必要な資器材等)

第 12 請負者は、業務施行上必要な資器材、消耗品については、すべて自己の責任と負担で準備しなければならない。ただし、発注者が必要と認め、発注者から請負者へ支給する業務材料(以下「支給材料」という。)及び業務の施行上使用するために貸与する物品(以下「貸与品」という。)がある場合は、この限りでない。

(支給材料及び貸与品)

第 13 発注者から請負者へ支給材料及び貸与品がある場合には、その品名、数量、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品を請負者の立会の上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、請負者は遅滞なく書面によりその旨を監督職員に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく監督職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、請負者から第 2 項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第 6 項の規定により支給材料若しくは貸与品の数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、請負者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第 15 第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第 15 第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 7 請負者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないとして認めるときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知しなければならない。この場合においては、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
- 9 請負者は、業務の完了又は業務内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を仕様書等で定めるところにより監督職員に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(仕様書等に不適合の場合の変更義務)

第 14 請負者は、業務の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員がその業務の施行方法等の変更又は業務材料の取替えを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき理由によるときは、第 15 第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(業務の変更、中止等)

第 15 発注者は、必要があると認めるときは、請負者に対して書面による通知により業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項に定めるところにより、完了期限若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。ただし、発注者から請負者への書面による通知を、1 月以上の期間を置く事前告知として仕様書等に定めた場合は、この限りでない。

- 2 完了期限又は請負代金額の変更は、発注者請負者間において協議して定める。ただし、前項ただし書の場合において、請負代金額変更の算定方法を、仕様書等に定めた場合は、この協議は整ったものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の場合において、請負者が業務の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者請負者間にお

いて協議して定める。ただし、第1項ただし書の場合においては、この項の規定はないものとみなす。

(請負者の請求による完了期限の延長)

第16 請負者は、天災地変等その責に帰することのできない理由その他正当な理由により完了期限までに業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により完了期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者請負者間において協議して書面により定めなければならない。

(発注者の請求による完了期限の短縮)

第17 発注者は、特別の理由により、完了期限を短縮する必要があるときは、請負者に対して書面により完了期限の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者請負者間において協議して書面により定めなければならない。

2 発注者は、この契約基準の他の条項の規定により完了期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、請負者と協議の上通常必要とされる完了期限の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者請負者間において協議して請負代金額を変更しなければならない。(臨機の措置)

第18 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、請負者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、請負者は、その採った措置の内容を遅滞なく書面により監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他業務の施行上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置を採ることを求めることができる。

4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者請負者間において協議して定める。

(個人情報取扱い)

第19 請負者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。ただし、この特記事項がない場合は、この限りではない。

(機密保持の取扱い)

第20 請負者は、この契約による業務を処理するための機密保持の取扱いについては、別紙「機密保持の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。ただし、この特記事項がない場合は、この限りではない。

(一般的損害)

第21 業務の完了前に、業務の対象物又は業務材料について生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害は、請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、損害保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者請負者間において協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(検査)

第22 請負者は、業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書により発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が、その必要を認めない場合でかつ請負者に、日々又は一定期間あるいは一定時期の業務報告書(以下「日報」という。)を提出する旨仕様書等に定めた場合は、日報を業務完了通知書とみなすとともに、完了期限の日をもって請負者からの通知があったものとみなす。

2 発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)(は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に請負者の立会の上当該業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が、検査の必要を認めない場合でかつ仕様書等にその旨定めた場合は、完了期限の日をもって検査職員の検査に合格し、発注者から請負者にその旨の通知があったものとみなす。

3 請負者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 検査職員は、第2項の検査に当たり、必要があると認めるときは、業務の対象物を最小限度の分解又は試験により検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は請負者の負担とする。

(請負代金の支払)

第23 請負者は、第22第2項の検査に合格したときは、業務請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により第22第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第24 請負者は、業務の完了前に、性質上可分の業務の完了部分については当該完了部分に相応する請負代金相当額的全額について、性質上不可分の業務の完了部分については当該完了部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の完了部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、検査職員は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、発注者は、その結果を書面により請負者に通知しなければならない。

3 第22第4項の規定は、前項の検査について準用する。

4 請負者は、第2項の規定による確認があったときは、業務請負代金部分払金請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して20日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 部分払金の額は、性質上可分の業務の完了部分については第2項に規定する検査において確認した完了部分に相応する請負代金相当

額の全額とし、性質上不可分の業務の完了部分については次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者請負者間において協議して定める。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × 9/10

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(月払い等の特約)

第25 業務が年間等一定期間連続する契約で、1か月あるいは数月の業務単位で請負代金を支払う場合においては、その単位最終日を完了期限とみなし、この契約基準を適用する。

(瑕疵担保)

第26 業務の完了した対象物に業務上の瑕疵があるときは、発注者は、請負者に対して、第22第2項の検査完了の日から1年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、業務の完了の際に対象物に業務上の瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を請負者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、請負者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

3 業務の対象物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、発注者は、同項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に同項の権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、業務の対象物の業務上の瑕疵が支給材料の性質又は監督職員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、請負者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27 請負者の責に帰すべき理由により完了期限内に業務を完了することができない場合において、完了期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、請負者から損害金を徴収して完了期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から完了部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により第24第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約保証金)

第28 請負者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 請負者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第29 発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 請負者の責に帰すべき理由により完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第33第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 請負者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第30 発注者は、業務が完了しない間は、第29第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した完了部分に相当する請負代金

を請負者に支払わなければならない。

3 第22第4項の規定は、前項の検査について準用する。

4 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者請負者間において協議して定める。ただし、第1項の規定により契約を解除する場合において、発注者から請負者への通知を、1月以上の期間を置く事前告知として、仕様書等に定めた場合は、この項の規定はないものとみなす。

第31 発注者は、業務の完了した対象物に業務上の瑕疵があるため、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができるものとする。

2 前項の場合において、当該瑕疵が修補可能のものであるときは、発注者は請負者に対し、まず、当該修補の請求をしなければならない。

第32 発注者は、請負者がこの契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 請負者（請負者が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業員。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 請負者が前項各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負者は、請負代金額（単価契約にあっては、契約期間全体の支払総金額）の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号のうち、その対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に定める不当販売である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、前項第1号のうち、その対象となる違反行為が発注者に金銭的な損害が生じるものではないことを請負者が立証し、発注者において特に認める場合

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について請負者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

5 第29第3項の規定は、第2項の賠償金の支払いについて準用する。

6 請負者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（請負者の契約解除）

第33 請負者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

(2) 天災地変等避けることのできない理由により、業務を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 第30第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第34 契約が解除された場合においては、請負者は、次項以下に定める措置を採らなければならない。

2 第13の規定による貸与品があるときは、これを監督職員に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第13の規定による支給材料があるときは、業務の完了部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを監督職員に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により請負者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第29又は第32の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第30の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第33の規定による請負者の解除権の行使であるときは、発注者請負者間において協議して定める。

（賠償金等の徴収）

第35 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）

第36 この契約基準に定めのない事項は、別に発注者請負者間において協議して定めるものを除き、民法その他の法令の規定することによる。